

令和4年6月8日	資料4
第10回匿名医療情報等の提供に 関する専門委員会	

不適切利用に関する注意喚起について

令和4年6月8日
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室

不適切利用に関する注意喚起について

- 過去に不適切利用に対し措置してきた案件は、旧レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインの下で10件ある。新レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン下で不適切利用を未然に防ぐ観点から、承諾通知書を送付する際に、以下の文書を同封し、注意喚起してはどうか。

不適切利用に関する注意喚起につきまして

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

平素より厚生労働行政に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

匿名レセプト情報等の不適切な利用が発覚した場合の措置につきまして、改めてご承知おきいただきたく、下記のとおりお示し致します。

記

匿名レセプト情報等の提供に関するガイドラインにおいて、「利用者及び取扱者は、法第 18 条の 5 及び法第 18 条の 6 の規定に基づき、安全管理措置義務及び不当利用等の禁止が課されており、これらに違反した者に対する法第 18 条の 8 の規定に基づく是正命令等に違反した者及び法第 18 条の 7 の規定に基づく厚生労働大臣による報告の求め等に対し、適切な対応を行わない者は、法第 187 条の 2 及び法第 188 条第 3 項の規定により罰則が科されることとなる。」とされております

※ 「法」は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）を指す。

また、匿名レセプト情報等の提供に関する利用規約において、匿名レセプト情報等の提供に当たって締結する契約に違反した場合の措置が定められています。

過去に法令の規定又は契約に対する違反が発覚し、専門委員会での意見を踏まえて措置した事例としては、

- 公表物確認の承認を得ずに匿名レセプト情報等を取扱者以外に閲覧させた
- 匿名レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した
- 事前に承諾された目的以外への利用を行った

が挙げられます。

利用者が、契約に違反し、利用規約別表に記載された措置要件に該当することとなった場合、当該措置要件に対応する措置内容として定められた措置をとりますので、匿名レセプト情報等の利用に当たっては、特段の注意をお願い致します。

(参考) 匿名レセプト情報等の提供に関する利用規約 別表

措置要件	措置内容
① 特定の個人を識別するために、高確則第5条の4に基づく基準に従い削除された記述等若しくは匿名レセプト情報等の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名レセプト情報等を他の情報と照合を行った場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
② 利用期間の最終日までに匿名レセプト情報等の返却並びに複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去(以下「返却等」という。)を行わない場合	● 返却等を行う日までの間及び返却等を行った日から返却等を遅延した期間に相当する日数の間、匿名レセプト情報等の提供禁止
③ 匿名レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
④ 匿名レセプト情報等を紛失した場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑤ 匿名レセプト情報等の内容を漏洩した場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑥ 事前に承諾された目的以外への利用を行った場合(事前に承諾された公表形式以外の成果物の公表を行った場合を含む。)	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑦ 公表物確認の承認を得ずに匿名レセプト情報等を取扱者以外に閲覧させた場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑧ その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合	● 行為の態様によって上記①から⑦に準じた措置